

2022年7月25日

多文化共生社会基本法の制定を国に求める長野宣言

多文化共生セミナー「なぜ基本法が必要なのか」に集まった私たちは、お互いの知見と経験を共有し、多文化共生社会基本法の制定について討議した。

1990年代以降続く少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展の中、そして過去10年の外国人住民の増加と多国籍化、多様性・包摂性のある社会実現の動き、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を受け、国籍や民族にかかわらず、誰もが人権を尊重され、差別されることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる、多様性に富んだ活力ある多文化共生社会の形成は、重要な課題となっている。

総務省による「地域における多文化共生推進プラン」策定以来、全国の地方自治体において、多文化共生の地域づくりに向けた様々な取組が、着実に進められてきたが、地方自治体単独では限界がある。自治体に加え、国、事業者、そして市民団体が連携・協働して取り組んでいくことが必要である。

そこで、多文化共生社会の形成に関する基本理念を明らかにするとともに、国、自治体、事業者及び市民団体の多文化共生社会の形成における役割を示し、その連携と協働を推進するため、多文化共生社会基本法の制定を国に求めることをここに宣言する。

多文化共生セミナー「なぜ基本法が必要なのか」

登壇者一同